京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員,設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第 5 7 号)(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条の規定に基づく地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令第3条の規定により平成30年3月31日までなおその効力を有するとされている介護予防通所介護に関する規定の経過措置の期間が満了することに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第57号

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「,指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者」に改め、「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成26年改正前法」という。)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者が行う平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を削る。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)